

川越市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 6 月
(令和 4 年 1 月 改訂)

川 越 市

川越市民憲章

(1982 (昭和 57) 年 12 月 1 日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章



■市の花 山吹 (やまぶき)



■市の木 かし



■市の鳥 雁 (かり)



ごあいさつ

本市は、1960年代以降の人口急増期に、都市の発展に合わせ、さまざまな公共施設やインフラ施設を整備してきました。それらの施設が、建設後30年から40年を経過し、大規模な修繕や建替えが必要になるとともに、その時期が集中して訪れようとしています。



また、本市の人口は、2015（平成27）年8月に35万人に達しましたが、近い将来に人口が減少すると推計しています。少子高齢化や人口減少社会の到来は、家族やコミュニティ、消費活動などの社会のさまざまな分野に幅広い影響を与えるものと考えられ、公共施設等の老朽化への対応のほかにも、医療や介護などの社会保障や少子高齢化に合わせたまちづくりなど、財政コストを考慮した行財政運営を余儀なくされています。

本市では、限りある財源を有効活用し、長期的な視点で老朽化の課題に取り組むため、川越市公共施設等総合管理計画を策定いたしました。本計画では、公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくための基本的な方向性を示しています。

これからは、本計画に基づいて、複合化や長寿命化などの手法を用いた効率的で効果的な整備更新や社会状況の変化に応じた適正配置に積極的に取り組んでいかなければなりません。

これらの取組を通じて、次の世代に過度な負担を残すことなく、持続可能な行財政運営を行い、公共施設等の適切な管理に努めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年6月

川越市長 川合善明

改訂の趣旨について

今回の改訂は、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂（2018年2月）にて新たに示された項目に対応することを主な目的とし、公共施設等総合管理計画の方向性等については変更せず、2020年度までに策定した施設ごとの個別施設計画の内容を踏まえた必要最小限の改訂としました。

そのため、本文の時点は原則として当初計画のままとしています。第3章での更新費用の見通しの再試算等にあわせ、第2章及び第3章については時点を修正しています。その他、時点による内容の変更については、必要に応じ補記にて対応しています。

主な改訂内容

- ・長寿命化対策等を踏まえた更新費用の見通しの再試算（第3章）
 - ・「有形固定資産減価償却率の推移」を追加（第4章）
 - ・「ユニバーサルデザイン化の推進方針」を追加（第5章）
 - ・「公共施設等適正管理推進事業債の活用実績」を追加（第5章）
- その他、個別施設計画にあわせた文言の修正など

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

11 住み続けられるまちづくりを



本市では、各施策の着実な推進と多様な主体との連携により、SDGsの達成に向けて取り組むこととしています。SDGsの17の目標のうち、本計画の取組とかかわりの深い目標は、次のとおりです。

【11. 住み続けられるまちづくりを】
包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

(目次)

第1章 公共施設等総合管理計画の概要	1
1 目的	2
2 計画の体系	3
3 計画期間	4
4 対象施設	4
5 取組スケジュールと推進体制	5
第2章 公共施設等の現況	7
1 公共施設の現況	8
(1) 市有財産の概要	8
(2) 公共施設の建設実績	9
(3) 公共施設の年間総経費	10
2 インフラ施設の現況	11
第3章 人口と財政の将来見通し	13
1 人口の推移と将来推計	14
2 財政状況	15
(1) 歳入と歳出の見込み	15
(2) 投資的経費の推移と財政構造の硬直化	16
3 将来の更新費用等の見通し	17
第4章 現状から分かる課題	21
1 財源の確保と有効活用	22
2 市民ニーズの変化に対応した行政サービスの提供	23
3 公共施設等の老朽化への対応	24
第5章 マネジメントに関する基本方針	25
1 基本方針	26
2 マネジメントの手法	32
(1) 公共施設のマネジメントの進め方	32
(2) インフラ施設のマネジメントの進め方	33
第6章 施設類型別のマネジメント方針	35
1 学校教育施設	37
2 生涯学習施設	40
3 文化、スポーツ、観光施設	45
4 福祉施設	52
5 公営住宅	61
6 都市基盤施設	63
7 行政関連施設	66
8 インフラ施設	76
資料編	81

余白ページ